



平成27年(ワ)第9号間接強制申立事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成24年(ネ)第281号解約金条項使用差止請求、解約金請求、解約金返還請求、不当利得返還請求控訴事件、同平成24年(ネ)第941号同附帯控訴事件(原審・京都地方裁判所平成20年(ワ)第3842号、平成21年(ワ)第3478号、平成23年(ワ)第1094号、同年(ワ)第2581号)の執行力のある判決正本に基づく債権者の間接強制申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、消費者との間で、冠婚葬祭の互助会契約を締結するのの際し、消費者が冠婚葬祭の施行を請求するまでに解約する場合、解約時に支払済み金額から「所定の手数料」などの名目で、60円に第1回目を除く払込みの回数を掛けた金額及び14,27円に契約月数を掛けた金額を超える解約金を差し引いて消費者に対し返金する旨を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 2 債務者は、前項記載の内容の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。
- 3 債務者は、その従業員らに対し、同債務者が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の契約書用紙を廃棄すべきことを指示せよ。
- 4 本決定の送達の日以降、債務者が第1項記載の義務に違反したときは、債務者は、債権者に対し、違反行為をした回数1回につき金30万円の割合による金員を支払え。

- 5 債務者が本決定の送達の日翌日までに第2項及び第3項記載の義務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、本決定送達の日翌々日から履行済みまで1日につき金3万円の割合による金員を支払え。

平成27年5月11日

京都地方裁判所第5民事部

裁判官 山 田 智 子

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 野 村



(別紙)

当事者目録

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

債権者	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
同代表者理事	高 嶌 英 弘
同代理人弁護士	長 野 浩 三
同	志 部 淳 之 介
同	伊 吹 健 人
同	木 内 哲 郎
同	向 井 裕 美
同	川 村 暢 生
同	平 尾 嘉 晃
同	中 村 映 利 子
同	中 出 威 一 郎
同	藤 井 哲 也
同	西 谷 拓 哉
同	瀨 脇 一 樹
同	三 上 了 資

京都市中京区西ノ京中御門東町134番地

債務者	株式会社セレマ
同代表者代表取締役	齋 藤 武 雄
同代理人弁護士	鈴 木 治 一
同	掛 谷 弥 生
同	伊 藤 友 紀